



議案第百十四号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決
を求めらる。

昭和四十九年十二月二十三日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部
を次のように改正する。

八万四千五百円	十万九千円
第一條中	を
六万五千円	八万三千元
五万六千五百円	七万三千元
	に改める。

第二條中「死亡」を削り、「その当日分までの報酬を支給する。」を「その当日分までの報酬を支給し、死亡したときは、その当月分までの報酬を支給する。」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年六月一日から適用する。

(報酬等の内払)

2 改正前の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和四十九年六月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、議長、副議長及び議員に支払われた報酬及び期末手当は、改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。